

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置事業者

事業者の名称	本社の所在地
株式会社トーニチコンサルタント	東京都渋谷区本町1丁目13-3

### 2 指名停止措置期間

令和8年4月1日から令和8年5月15日まで（1.5か月）

### 3 指名停止の内容

日光市が発注する測量・建設コンサルタント及び物品の製造・販売、役務の提供

### 4 事実概要

地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年12月19日、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

### 5 指名停止措置理由

独占禁止法3条（不当な取引制限の禁止）に違反したことについては、日光市建設工事等指名停止措置要綱第2条第1項別表第7項ウに該当する。

なお、課徴金減免制度の適用を受けていることから、同要綱第3条第3項を適用して、指名停止期間を2分の1とする。

[日光市建設工事等指名停止措置要綱第2条第1項別表7ウ]

措置要件			期間
7 独占禁止法違反行為	次の場合において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約相手の相手方として不相当であると認められるとき。	ウ ア（市発注工事等に係る違反行為）及びイ（本県内における他の公共団体等の工事等に係る違反）以外の工事等に係る違反行為	当該認定をした日から、3月以上12月以内

[日光市建設工事等指名停止措置要綱第3条第3項]

- 3 有資格業者に情状酌量すべき特別の事由があると認められる場合において、指名停止を行わないことができる。ただし、別表各項及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、当該短期の2分の1まで短縮することができる。

### 問い合わせ先

栃木県日光市今市本町1番地  
日光市役所 財務部 契約検査課 契約係  
電話：0288-21-5134